

**認知症対応型共同生活介護事業
事前申出受付要項
(令和2年4月募集)**

令和2年4月

仙台市健康福祉局介護事業支援課

目 次

1. 募集の概要.....	1
2. スケジュール.....	3
3. 応募の手続き等.....	3
4. 提出書類.....	4
5. 応募要件.....	5
6. 応募に当たっての留意事項.....	6
7. 事業計画の審査.....	7
8. 設置に伴う補助制度について.....	8
9. その他.....	8

【様 式】

指定手続き等に関する質問書.....	10
--------------------	----

【参考資料】

事前協議事業者決定後，事業者指定までの流れ.....	11
仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における 事前申出及び事前協議手続に関する要綱.....	13
地域密着型サービス事業者等事前協議事業者の選定等に関する要綱.....	21

◎ 参考資料の要綱は、本文のみ掲載しています。様式については、仙台市ホームページにてご確認ください。

(<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/ninchisho/boshu.html>)

1. 募集の概要

仙台市では、平成30年度から令和2年度までの3か年にわたる事業計画の『仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』（以下「今期計画」という。）において、認知症対応型共同生活介護の整備数を定めており、計画的に整備を進めることとしております。今回の募集は、今期計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業について、事前申出事業者を募集するものです。

(1) 整備の考え方及び募集内容

本市では、日常生活圏域（中学校区）ごとの認知症対応型共同生活介護事業所の整備が進んでおり、今後も、高齢者人口に比して施設定員数が少ない中学校区に配慮しながら、より本市の事業目的等を達成できる事業者を選定することとし、次のとおり募集します。

➤ サービスの種類	認知症対応型共同生活介護
➤ 募集整備数	63人分程度 ① ②のいずれか 3～4事業所程度
➤ 募集条件	①認知症対応型共同生活介護 単独整備 ②認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を併設（建設費補助なしのみ）
➤ 募集対象地区	表1 募集対象地区（P2）の「応募可能圏域」欄に○印が記載されている圏域のみ
➤ 募集整備区分	新設：定員9人×2ユニット 増設：1ユニットを2ユニットにする場合
➤ 事業開始の時期	令和4年4月1日までに開所

※仙台市ホームページで、地名から市立小・中学校の学区を検索することができます。
<http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>

※事業予定地は、「6（4）事業予定地について」（P6）の留意事項を確認の上、応募ください。

(2) 事業開始の時期について

令和4年4月1日までに開所するものとします。事業者指定申請時期については、「事業者指定申請及び事業者指定の時期について」（P11）をご覧ください。

表1 募集対象地区

令和2年4月1日現在

日常生活圏域名	中学校区	65歳以上人口	認知症GH定員数	認知症GH整備指数	応募可能圏域	
					単独 ※	併設小多機・看多機
青葉区	青葉第一地区	第一中	6,657	99	181.3	
	青葉第二地区	第二中	4,592	27	71.7	○(小多機・看多機)
	青葉第三地区	三条中	4,157	45	132.0	○(小多機・看多機)
	青葉第四地区	上杉山中	4,518	18	48.6	○(看多機)
	青葉第五地区	五城中	5,236	36	83.8	○(小多機・看多機)
	青葉第六地区	五橋中	6,423	27	51.3	○(看多機)
	青葉第七地区	台原中	5,694	18	38.5	○(小多機・看多機)
	青葉第八地区	北仙台中	4,803	9	22.8	○(看多機)
	青葉第九地区	中山中	4,434	36	99.0	○(看多機)
	青葉第十地区	桜丘中	4,582	18	47.9	○(小多機・看多機)
	青葉第十一地区	折立中	2,275	18	96.5	○(小多機・看多機)
	青葉第十二地区	広瀬中・錦ヶ丘中	7,192	63	106.8	○(看多機)
	青葉第十三地区	大沢中	3,891	36	112.8	○(看多機)
	青葉第十四地区	吉成中	2,238	36	196.1	○(小多機・看多機)
	青葉第十五地区	南吉成中	3,169	18	69.3	○(小多機・看多機)
	青葉第十六地区	広陵中	1,145	27	287.5	○(小多機・看多機)
		小計	71,006	531	91.2	
宮城野区	宮城野第一地区	宮城野中	6,112	54	107.7	
	宮城野第二地区	東仙台中	4,316	36	101.7	○(看多機)
	宮城野第三地区	東華中	5,039	18	43.6	○(看多機)
	宮城野第四地区	高砂中	4,079	54	161.4	○(看多機)
	宮城野第五地区	岩切中	3,640	54	180.9	○(看多機)
	宮城野第六地区	鶴谷中	4,517	18	48.6	○(小多機)
	宮城野第七地区	中野中	4,205	18	52.2	
	宮城野第八地区	幸町中	3,871	18	56.7	○(小多機・看多機)
	宮城野第九地区	西山中	5,153	54	127.8	○(看多機)
	宮城野第十地区	田子中	2,795	36	157.0	○(看多機)
	小計	43,727	360	100.4		
若林区	若林第一地区	八軒中	5,046	35	84.6	○(小多機・看多機)
	若林第二地区	南小泉中	5,248	36	83.6	○(看多機)
	若林第三地区	六郷中	3,888	18	56.4	○(看多機)
	若林第四地区	七郷中	3,205	18	68.5	
	若林第五地区	蒲町中	5,226	81	189.0	
	若林第六地区	沖野中	3,773	36	116.3	
		小計	26,386	224	103.5	
太白区	太白第一地区	愛宕中	2,845	36	154.3	○(小多機・看多機)
	太白第二地区	長町中	8,008	18	27.4	○(看多機)
	太白第三地区	中田中	5,076	63	151.3	
	太白第四地区	西多賀中	4,298	36	102.1	○(看多機)
	太白第五地区	生出中	1,005	18	218.4	○(看多機)
	太白第六地区	郡山中	5,731	54	114.9	○(看多機)
	太白第七地区	八木山中	6,113	54	107.7	○(看多機)
	太白第八地区	山田中	4,636	36	94.7	
	太白第九地区	袋原中	5,091	27	64.7	○(看多機)
	太白第十地区	人来田中	2,671	18	82.2	○(小多機・看多機)
	太白第十一地区	秋保中	1,468	18	149.5	○(小多機・看多機)
	太白第十二地区	富沢中	4,825	45	113.7	
	太白第十三地区	茂庭台中	2,237	18	98.1	○(小多機)
	太白第十四地区	柳生中	3,700	63	207.6	
	小計	57,704	504	106.5		
泉区	泉第一地区	七北田中	3,427	63	224.2	
	泉第二地区	根白石中	1,660	18	132.2	○(小多機)
	泉第三地区	八乙女中	4,324	54	152.3	○(看多機)
	泉第四地区	将監中	4,076	18	53.8	○(看多機)
	泉第五地区	南光台中	4,172	54	157.8	
	泉第六地区	向陽台中	3,710	36	118.3	○(看多機)
	泉第七地区	加茂中	5,342	45	102.7	○(看多機)
	泉第八地区	将監東中	4,178	36	105.1	○(小多機・看多機)
	泉第九地区	鶴が丘中	4,132	18	53.1	○(看多機)
	泉第十地区	寺岡中	3,136	18	70.0	○(小多機)
	泉第十一地区	南光台東中	2,153	9	51.0	○(看多機)
	泉第十二地区	長命ヶ丘中	3,100	18	70.8	○(看多機)
	泉第十三地区	南中山中	3,520	18	62.4	○(看多機)
	泉第十四地区	高森中	3,207	18	68.4	○(看多機)
	泉第十五地区	住吉台中	1,844	18	119.0	○(看多機)
	泉第十六地区	松陵中	3,017	18	72.7	○(看多機)
	泉第十七地区	館中	1,746	18	125.7	○(小多機・看多機)
	小計	56,744	477	102.5		
	合計	255,567	2,096	100.0		

※ 認知症GH整備指数が150未満の圏域（65歳以上人口に占める認知症GHの割合が全市平均の1.5倍を下回る圏域）を募集対象地区としています。

2. スケジュール

募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

日 程	概 要
令和2年5月7日（木）	質問受付
令和2年5月15日（金）頃	質問回答
令和2年6月10日（水）	事前申出の受付期限（〆切）
令和2年7月上旬～中旬（予定）	事業者に対するヒアリング
令和2年10月中旬（予定）	結果の通知及び公表

事前協議事業者決定後、事業者指定までの流れについては、P11をご覧ください。

3. 応募の手続き等

(1) 手続きに関する質問受付・回答

地域密着型サービス等事業者指定手続き等についての質問は、下記のとおり E メールで受付をいたします。電話等での口頭による質問の受付は行いません。

※ 過去の公募における質問に対する回答は、「地域密着型サービス事業者指定手続き等に関する Q&A」のページでご覧いただけますので、応募事業者の方は事前にご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tetsuzuki.html>

受 付 期 間	令和2年5月7日（木）
時 間	午前9時から午後5時まで
提 出 場 所	仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係 ☆☆☆ E-Mail アドレス fuk005180@city.sendai.jp ☆☆☆
提 出 方 法	「指定手続き等に関する質問書」（P10）に必要事項を記入し、E-Mail で word 形式の添付ファイルとして送付してください。 ※E-Mail 送信後に必ず介護事業支援課指定係へ着信確認の電話をしてください。電話：022（214）8169
回 答 方 法	質問のあった項目を取りまとめ、ホームページに掲載することにより、回答とさせていただきます。回答は、令和2年5月15日（金）頃を予定しておりますが、質問内容によっては関係機関等への照会等のため時間を要し遅れる場合がありますのでご了承ください。 http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/ninchisho/boshu.html

(2) 事前申出の受付

提出書類は郵送でのみ受付いたします。持参による受付はいたしませんので、応募受付期限（令和2年6月10日（水）午後4時必着）まで余裕を持って、ご提出ください。

応募受付 期 限	令和2年6月10日（水）午後4時必着
郵送場所	〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 「4. 提出書類」に記載の書類について、「仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係」へご郵送ください。 発送後、法人名、ご担当者名、書類発送日を記載したEメールをご送信ください。Eメールのタイトルは「グループホーム募集応募」としてください。 ☆☆☆ E-Mail アドレス fuk005180@city.sendai.jp ☆☆☆ 介護事業支援課からの事業者宛の応募受付完了のEメールの送信をもって、受理といたします。 応募受付完了のEメールは事業者からのEメール受信と提出書類が全て整っていることを確認の上での送信となります。令和2年6月19日（金）を過ぎても応募受付完了のEメールが届かない場合は、電話にてお問い合わせください。

4. 提出書類

事前申出申請に必要な提出書類は、仙台市ホームページをご覧ください、様式をダウンロードして作成してください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/ninchisho/boshu.html>

提出書類は「提出書類一覧」を最上位とし、以下提出書類一覧の順番にA4版フラットファイルに左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけたうえで、正本1部を提出してください。ファイルのタイトルは「令和元年度 グループホーム募集者書類一式 ○○（法人名）」としてください。

併せて、指定様式の電子データを保存したCD-Rを提出してください。本市の事務作業上、提出書類のデータをパソコンにコピーさせていただきます。仙台市ホームページからダウンロードする指定の様式については、wordもしくはexcel形式で作成しておりますので、ファイル形式は変更しないようお願いします。

提出の際は申出事業者においても、手元に提出書類一式の控えを保管してください。後日、提出書類の副本1部を提出していただきます。

応募受付期限終了後は、法人の都合による計画の変更は一切認めません。また、提出書類は返却いたしません。

なお、本市が必要と判断した場合に、本市から書類の追加、補正等を求めることがあります。

5. 応募要件

応募にあたっては、下記の全ての要件を満たすことが必要です。

なお、提出書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外いたします。

(1) 「仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における申出及び事前協議手続に関する要綱」(P13) 第4条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること。(または事業開始までに満たすことが確実であること。)

指定基準については、仙台市ホームページ内「地域密着型サービス省令・解釈通知・Q&A」で内容をご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tsuchi.html>

なお、消防法施行令の改正により、平成27年4月1日よりスプリンクラー設備等消防用設備の設置が義務づけられております。

(3) 民間金融機関からの借入(独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。)を予定している場合は、融資見込証明書等(「参考様式第2号」)により融資見込額等の確認ができること。

(4) 事業開始時期の要件(令和4年4月1日)までに、確実に事業開始が可能な事業予定地及び建物が確保されていること。また、事業予定地が係争地でないこと。事業予定地を賃借契約で確保する場合は定期借地契約でないこと。建物を賃貸契約で確保する場合は定期借家契約でないこと。

(5) 事業予定地及び建物に所有権のほか抵当権等第三者の権利が設定されていないこと、または設定されている場合は、選定後、事前協議終了までの間に抹消される予定であること。

※下記の場合は第三者の権利が設定されていても応募可能です。

①既存の高齢者施設を改修し認知症対応型共同生活介護を整備する計画、または既存の認知症対応型共同生活介護を増設する計画で、すでに高齢者施設の整備を目的として土地、建物に抵当権が設定されていて、選定後も抹消しない場合(「申出様式第6号」を提出してください。)

②既存の高齢者施設を改修し認知症対応型共同生活介護を整備する計画、または既存の認知症対応型共同生活介護を増設する計画で、すでに高齢者施設の整備を目的として土地、建物に根抵当権が設定されていて、選定後も抹消しない場合(「申出様式第7号」)及び「債務者が本整備又は増設に係る目的以外の融資を受けない旨及び債権者がそれを了承する又は本整備又は増設に係る目的以外の融資をしない旨が記載

された協定書等」(任意様式)を提出してください。)

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 併設について

同一建物内における他の介護保険事業所との併設については、下記のとおりです。

- ① 他の地域密着型サービス(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)と併設する場合は、別途、事前申出の手続きが必要となります。
- ② 本市で公募する他の事業(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護)の併設は認めません。
- ③ ①、②以外の事業と併設する場合は、別途協議が必要となります。

(2) 資金計画について

資金計画書に記載する自己資金の合計額は、法人の預金残高証明書に記載されている金額を上限とします。

(3) 事業計画における借入金について

独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業について、NPO、営利法人等が認知症対応型共同生活介護事業所の整備を目的とし、融資を受けることは可能です。

(4) 事業予定地について

- ① 土地利用の制限などにより許可等を必要とする地域については、関係部署との調整期間を含め、令和4年4月1日までに確実に事業開始が可能な事業予定地(公道に接続する道路等を含む。)を確保する必要があります。(確認した内容について、確認状況報告書(提出書類「申出様式第8号」)を提出する必要があります。)

なお、書類提出段階では応募者が購入等によって事業予定地を確保いただく必要はありませんが、選定時には事業予定地が確保されていることを売買確約書等により確認します。

- ② 独立行政法人福祉医療機構から融資を受ける際、事業の運営に利用する敷地(原則として、抵当権は第1順位)の担保提供が可能であることを要します。
- ③ 用途地域、建ぺい率、容積率等に基づき、定員数に見合った建物面積の確保が可能な用地を確保してください。(応募時点の土地利用に係る規制等を基に事業計画を策定してください。)

(5) 費用の負担について

応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(6) 関係機関への情報提供について

事前申出者が「仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における申出及び事前協議手続に関する要綱」(P13)第4条各号に該当しないことを確認するため、提出された役員名

簿（申出様式第4号）を関係機関に提供することがあります。

また、事業計画の選定に係る審査（財源の確保等の状況、事業収支の状況等）のため、公認会計士に提出された書類を提供することがあります。

7. 事業計画の審査

応募者から提出された事業計画の選定に係る審査は、「地域密着型サービス事業者等事前協議事業者の選定等に関する要綱」（P21）に基づき、施設整備事業の選定を適正に行うことを目的とし設置した「地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

なお、今回の募集において応募がない場合、又は審査の結果、応募された事業計画が本市事業の目的を達成できないと判断した場合は、事業者選定を行わない場合があります。

(1) 選定の流れ

審査は「要件審査」「基礎審査」「サービス内容等審査」の順に実施します。ただし、その他「特に考慮すべき事項」がある場合は、その事項について審査することがあります。

なお、応募された事業計画が「要件審査」において応募要件等を満たしていない場合、及び「基礎審査」において、事業の実施が困難と判断された場合は失格とし、次の審査対象からは除外いたします。

(2) 選定の基準

「5. 応募要件」（P5）を満たしている事業者については、下記の「①基礎審査」の選定基準及び「②サービス内容等審査」の選定基準により、審査委員会にて事業計画の審査を行います。

①基礎審査

- ア 監査の指摘状況
- イ 法人及び代表者の高齢者福祉事業における実績
- ウ 事業予定地に関する事項及び事業予定地の選定理由
- エ 事業計画の確実性
- オ その他の基礎審査に必要な事項

※上記の他、下記については、基礎審査項目とは別に評価します。

- ・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を併設する場合

②サービス内容等審査

- ア 法人の理念及び当該事業を行う理由、将来的な事業展開の考え方
- イ サービス提供の基本方針
- ウ 管理者・介護支援専門員・計画作成担当者等職員の確保
- エ 整備の考え方

- オ 利用者に対する処遇内容の具体性等
- カ 非常災害時対策, 防犯対策
- キ サービスの質の向上のための取り組み
- ク 職員育成等への取り組み
- ケ 地域・家族との連携及び交流
- コ 事業者の特段の取り組み
- サ その他のサービス内容等審査に必要な事項

8. 設置に伴う補助制度について

(1) 施設整備費補助金

現在、仙台市において認知症対応型共同生活介護整備に対する整備費補助は行っておりません。

(2) 開設準備経費助成

施設の開設を円滑なものにし、開設時から安定した質の高いサービス提供するための体制整備を支援することを目的とした補助金です。

下記は令和元年度までに実施した助成内容です。

〈参考〉

① 補助対象：補助金交付決定以降開設までに係る③の経費

② 令和元年度補助基準額：839,000円（上限額）×定員数

※小規模多機能型居宅介護もしくは看護小規模多機能型居宅介護については、補助基準額：839,000円（上限額）×宿泊定員数

③ 主な対象経費

ア) 施設に設置する設備, 備品

イ) 開設前の職員訓練期間中の雇上げ経費（最大6か月間の人件費等）

ウ) 開設のための普及啓発経費（パンフレット等）

エ) 職員の募集経費（広告, 人材派遣会社への紹介料等）

オ) その他の開設準備に必要な経費（旅費, 賃貸料, 会場借上料, 経営コンサルティング等の事務経費等）

※補助金の額は変更になる場合があります。また、事業実施に際して本市の補助金の交付及び補助額を確約するものではありません。

9. その他

(1) 選定後に辞退した場合について

今回の公募において事前協議事業者として選定された後に辞退した事業者より辞退届提出後の次年度以降の認知症対応型共同生活介護事業の公募において応募があった際は、審査委員会において評価を減点することがあります。（ただし災害等のやむを得ない事情の場合は除く）。

(2) 公表について

本公募で事前協議事業者として決定（選定）された事業者について、事業者名、法人所在地及び事業計画地域（日常生活圏域）を仙台市ホームページにおいて公表いたします。選定されなかった事業者については、公表はいたしません。

ただし、本件の応募内容等に関し、仙台市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は、添付資料を含めて返却はいたしません。

【様 式】

年 月 日

指定手続き等に関する質問書

地域密着型サービス事業者指定事務手続き等について、以下のとおり質問を提出します。

法人名		
所在地		
質問者職氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-Mail	

質問内容
※ 質問が複数ある場合は、各質問の頭に番号を付けてください

【参考資料】

事前協議事業者決定後、事業者指定までの流れ

1. 事前協議及び協議済書の交付

- (1) 事前協議事業者として選定した事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書を交付します。地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書を受理した事業者は、施設整備について、市と協議を行います。
- (2) 協議対象事業者として協議終了した事業者は、事業内容、工事計画等必要な事項について、地域住民に対し説明会を行っていただきます。住民説明会を行った事業者は、市に対して、地域密着型サービス等事前協議済書交付申請を行います。
- (3) 市は協議内容が適当であると認められる場合は、事業者に対し地域密着型サービス等事前協議済書を交付します。事業者は事前協議済書を受理した後、建築確認等を行ってください。
- (4) 事前協議事業者として選定された事業者であっても、地域密着型サービス事業者等の指定が確定したものではなく、必要な指定基準を満たさない場合は、地域密着型サービスの事業者としての指定を行わないことがあります。

また、応募書類等に虚偽の記載があった場合や事前協議事業者の決定の内容等に違反し、応募した事業計画の実現が困難であると認められる場合は、選定を取り消すことがあります。
※ 事前協議、事前協議済書交付申請に必要な添付書類は、仙台市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/hitsuyo.html>

2. 事業者指定申請

地域密着型サービス等事前協議済書を受理した事業者は、指定申請時期の期間中に指定地域密着型サービス事業者等の指定申請の手続きを行ってください。

○ 事業者指定申請及び事業者指定の時期について

地域密着型サービスの事業者の指定は、仙台市介護保険条例施行規則第 24 条に規定する地域密着型サービス運営委員会の審議を経たうえで行われます。

このため、原則として、指定申請及び指定の時期は下記Ⅰ～Ⅳのいずれかとなります。
(ただし、地域密着型サービス運営委員会の開催時期は変動する可能性があります。)

	事業者指定申請時期	地域密着型サービス 運営委員会（予定）	指定時期
Ⅰ	令和 3 年 5 月中旬	令和 3 年 6 月下旬	令和 3 年 7 月 1 日
Ⅱ	令和 3 年 8 月中旬	令和 3 年 9 月下旬	令和 3 年 10 月 1 日
Ⅲ	令和 3 年 11 月下旬	令和 3 年 12 月下旬	令和 4 年 1 月 15 日
Ⅳ	令和 4 年 2 月中旬	令和 4 年 3 月下旬	令和 4 年 4 月 1 日

※ 指定申請に当たっては、基準上定められている研修を修了していることが必要となります。
仙台市ホームページ地域密着型サービス省令・解釈通知・Q&A 内の「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修をご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tsuchi.html>

【本市で実施する研修について】

仙台市認知症介護研修の日程は、仙台市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/ninchisho/annai.html>

なお、研修を受講することで本市の指定基準を満たす事業者以外は、研修受講をお断りする場合があります。

3. 事業者決定後の想定スケジュール

詳細なスケジュールにつきましては、事業者決定後、本市と協議することとなります。

日 程	概 要
令和2年10月下旬～ 令和3年2月下旬	基本設計，図面協議，住民説明会の開催
令和3年3月上旬	事前協議済書の交付
令和3年3月上旬～ 令和4年2月下旬	建築確認申請、建築工事、竣工 ※進捗状況に応じて短縮可
令和4年3月上旬	指定前検査
令和4年3月下旬	地域密着型サービス運営委員会（出席不要）
※原則として 令和4年4月1日	指定・開所

仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱

(平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市指定地域密着型サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成 18 年仙台市規則第 55 号。以下「規則」という。）

第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定申請 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請をいう。
- (2) 指定申請予定者 規則第 2 条第 1 項に規定する指定申請手続きを行う者をいう。
- (3) 増設予定者 規則第 3 条第 1 項に規定する変更の届出を行う者のうち、認知症対応型共同生活介護を行う事業所の増設を行おうとする者をいう。

(事前申出)

第 3 条 事前申出の手続は、次のとおりとする。

- (1) 指定申請予定者は、指定申請前に、別に市長が定める手続きに従い、事業計画を示して、指定申請を行う予定である旨を市長に申し出なければならない。
 - (2) 増設予定者は、増設前に、別に市長が定める手続きに従い、事業計画を示して、増設を行う予定である旨を市長に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申出（以下、「事前申出」という。）は、地域密着型サービス等事前申出書（様式第 1 号）に、別に市長が定める書類を添付することにより行うものとする。

(事前申出者の要件)

第 4 条 事前申出を行なう者（以下「事前申出者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事前申出を行うことができない。

- (1) 法人でないもの
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 健康保険法，船員保険法，地方公務員等共済組合法，私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料，負担金又は掛金（以下この号において「保険料等」という。）について，事前申出をした日の前日までに，これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け，かつ，当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり，当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が，当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者
- (4) 事前申出者（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者を除く。）が法第78条の10（第2号から第5号までを除く。以下この条において同じ。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しない者。ただし，当該指定の取消しが，指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して，この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く
- (5) 事前申出者（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者に限る。）が法第78条の10の規定により指定（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しない者。ただし，当該指定の取消しが，指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して，この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く
- (6) 事前申出者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者と密接な関係を有する者を除く。）が法第78条の10の規定により指定を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しないとき。ただし，当該指定の取消しが，指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当

該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く

- (7) 法第 78 条の 10 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条 の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 78 条の 5 第 2 項 の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は法第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの
- (8) 事前申出前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (9) 事前申出者の役員等が次のイからニまで、へ又はト（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者の役員等にあつては、次のイからハまで、又はホからトまでのいずれかに該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第 2 号又は前号に該当する者
- ハ 介護保険法、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申出をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者
- ニ 法第 78 条の 10 の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条 の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの
- ホ 法第 78 条の 10 の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指

定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

へ 第7号に規定する期間内に法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

ト 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(10) 第12条第3項の規定により事前申出の制限を受けている者

(事前協議事業者の決定)

第5条 事前協議の対象者(以下「事前協議事業者」という。)は次の各号に掲げる者とし、その決定は、地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(1) 事前申出者

(2) 仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱(平成9年4月1日健康福祉局長決裁。以下「施設整備補助金交付要綱」という。)及び仙台市夜間対応型訪問介護実施事業費補助金交付要綱(平成18年12月21日健康福祉局長決裁。)に基づく補助金を受けて地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)事業を実施する事業者

(3) 施設整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けて整備する事業と一体的に地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)事業を実施する事業者

(4) 別法人が運営する既存事業所を承継し、建物に変更を加えたうえで事業を開始する事業者

(5) 事前協議事業者としての決定を受けた別法人の事業を包括的に承継した等の理由により、事前協議事業者として決定することが社会通念上妥当と市長が認める事業者

2 市長は、事前協議事業者を決定する場合において、仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)に基づき、別に市長が定める予定整備量の範囲内で事前協議事業者の選定を行う場合がある。

3 前項の事前協議事業者の選定は別に市長が定める手続きにより行うものとする。

4 第2項の選定により、事前協議事業者に決定されなかった場合は、地域密着型サービス等事前協議事業者選定結果通知(様式第3号)により事前申出者に通知するもの

とする。

- 5 市長は、第1項第2号から第5号に該当する者を事前協議事業者として決定するにあたり、あらかじめ事業計画書その他の必要と認める書類を徴することができる。

(事前協議事業者の決定の辞退)

第6条 事前協議事業者は、事前協議事業者の決定を辞退する場合は、地域密着型サービス等事前協議事業者決定辞退届出書(様式第4号)により、事前協議事業者の決定を辞退するものとする。

(決定通知書の決定の内容の変更)

第7条 事前協議事業者は、決定通知書に記載された事項について変更するときは、地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更承認書(様式第5号)により市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更承認通知書(様式第6-1号)又は地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更不承認通知書(様式第6-2号)により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

(事前協議)

第8条 決定通知書を受理した事前協議事業者は、地域密着型サービス等事前協議書(様式第7号。以下「事前協議書」という。)により、市長と事業内容及び施設整備に関する協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

- 2 事前協議事業者は、前項の協議の終了後、当該設置計画に係る地域住民への説明会を行わなければならない。ただし、増設予定者、夜間対応型訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の事前協議事業者は、この手続を省略することができる。
- 3 事前協議事業者は、前項の説明会において寄せられた意見その他地域住民の意見を当該事業計画に反映させるよう努めなければならない。

(事前協議済書の交付申請)

第9条 事前協議事業者は、前条に規定する手続き終了後、地域密着型サービス等事前協議済書交付申請書(様式第8号)により、事前協議済書の交付申請を行うものとする。

(事前協議済書の交付)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事前協

議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議済書（様式第9号）を交付する。

- 2 事前協議事業者は、前項の事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

（事前協議済事項の変更）

第11条 事前協議事業者は、前条の規定による交付ののち、事前協議済の事項について変更するときは、地域密着型サービス等事前協議済事項変更申請書（様式第10号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議済事項変更承認通知書（様式第11-1号）又は地域密着型サービス等事前協議済事項変更不承認通知書（様式第11-2号）により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

（事前協議事業者の決定の取消し）

第12条 市長は、事前協議事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事前協議事業者の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により事前協議事業者の決定を受けたとき
- (2) 事前協議事業者の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 事前協議済の事項及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 第4条第2号から第6号のいずれかに該当したとき

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った者に対し、期間を定めて申出の制限を行うことができる。

（事前協議を経ずに指定申請を行うことができる場合）

第13条 指定申請予定者は、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条から前条までの定めにかかわらず、指定申請を行うことができる。

- (1) 共用型認知症対応型通所介護の指定申請を行う場合
- (2) 別法人が運営する既存事業所を承継して事業を開始する場合であって、建物の変更を伴わない場合
- (3) 別に市長が定める手続により選定された地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定申請を行う場合
- (4) 現に運営する通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所の指定申請を行う場合であって、建物の変更を伴わず継続して事業を行う場合

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年6月6日から実施する。

附 則 (平成18年12月27日改正)

この改正は、平成18年12月27日から実施する。

附 則 (平成19年11月29日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年11月29日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成20年6月18日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成21年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成21年11月5日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例

による。

(実施期日)

この改正は、平成22年7月20日から実施する。

(実施期日)

この改正は、平成22年12月1日から実施する。

附 則 (平成25年6月7日改正)

(実施期日)

この改正は、平成25年6月7日から実施する。

附 則 (平成26年6月4日改正)

(実施期日)

この改正は、平成26年6月4日から実施する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

(実施期日)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

地域密着型サービス事業者等事前協議事業者の選定等に関する要綱

(平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱（平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁。以下「事前申出等手続要綱」という。）第 5 条第 3 項に基づき、事前協議事業者の選定等の手続について定めるものとする。

(地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会の設置)

第 2 条 事前協議事業者の選定を適正に行うため、地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の所掌事務)

第 3 条 審査委員会は事前申出等手続要綱第 8 条第 1 項の事前協議を行う事業者の選定等に関する事項を、別記に定める選定基準に基づき審議する。

(組織)

第 4 条 審査委員会の委員は、総務課長、障害者支援課長、高齢企画課長、介護保険課長、各区障害高齢課長（出席者は 1 名とし、年度ごとに各区輪番制により決するものとする）をもってこれに充てる。

(委員長)

第 5 条 審査委員会に委員長を置き、保険高齢部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、委員会を統括する。

3 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、審査委員会を招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、審査にあたっては、あらかじめ、介護保険条例施行規則第 22 条第 1 項本文に規定する地域密着型サービス運営委員会に諮り、意見を求めるものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、保険高齢部介護事業支援課において処理する。

(事前協議事業者の決定)

第8条 委員長は、審査委員会の審査結果について、健康福祉局長に報告する。

2 健康福祉局長は、前項の報告に基づき、事前協議事業者を決定する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域密着型サービス事業者等事前協議事業者選定等について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年6月6日から実施する。

附 則 (平成19年11月29日改正)

この改正は、平成19年11月29日から実施する。

附 則 (平成20年6月18日改正)

この改正は、平成20年6月18日から実施する。

附 則 (平成21年7月3日改正)

この改正は、平成21年7月3日から実施する。

附 則 (平成22年7月20日改正)

この改正は、平成22年7月20日から実施する。

附 則 (平成25年5月29日改正)

この改正は、平成25年5月29日から実施する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

別記（第3条関係）

地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前協議対象者の選定基準

- 1 地域密着型サービス事業の実施理由
- 2 法人または法人代表者の高齢者福祉事業における実績
- 3 地域密着型サービス事業所経営の安定性
- 4 施設運営の考え方
- 5 サービスの内容（具体性、適切性、創意工夫等）
- 6 日常生活圏域内における地域住民との連携
- 7 事業予定地の確保状況
- 8 その他健康福祉局長が必要と認めた項目

<問合せ先>

仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(仙台市役所本庁舎8階)

電話:022-214-8169

FAX:022-214-4443

E-mail:fuk005180@city.sendai.jp